

現行法の処罰対象

テロ行為を容易にする  
目的で提供等  
懲役10年以下・  
罰金1000万円以下



FATFの指摘

- 客体について  
アジトや武器等の物質的支援の  
提供等が犯罪化されていない
- 主体について  
テロ協力者による資金等の収集、  
間接的な提供等が犯罪化されていない

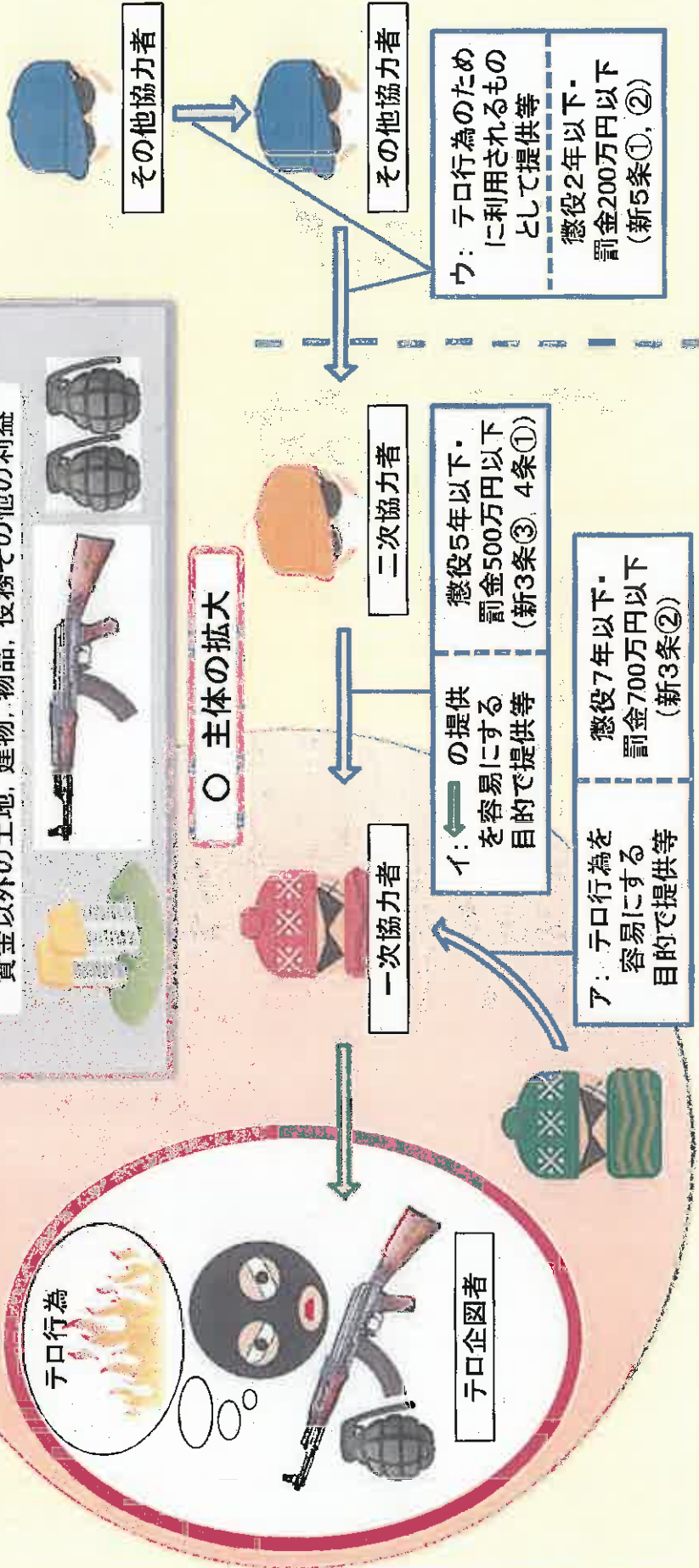
改正案の内容

○ 客体の追加

資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益



○ 主体の拡大



ウ: テロ行為のために  
利用されるもの  
として提供等  
懲役2年以下・  
罰金200万円以下  
(新5条①, ②)

イ: 提供  
を容易にする  
目的で提供等  
懲役5年以下・  
罰金500万円以下  
(新3条③, 4条①)

ア: テロ行為を  
容易にする  
目的で提供等  
懲役7年以下・  
罰金700万円以下  
(新3条②)